

教育部門と若者支援部門の連携好事例（大阪府豊中市）

子ども・若者総合相談センター等が教育委員会及び学校現場と連携し、出張相談や学校から子ども・若者総合相談センターへのつなぎ、高校内外での居場所の開設、情報連携等を行っている。

居場所の開設

- ・高校（通信制を含む）に在学中だが登校するのがしんどい、日中に通える場所が欲しい、高校を中退したが今後のことを考える場所がほしいなどの**生きづらさを感じる高校生世代の子ども・若者のための居場所（「できるカンパニー」）を、市事業として地域に開設**している。
- ・定時制高校に、従来の勤労学生ではなく、中学校時代の不登校経験者や発達障害疑いのある若者が進学するケースが増加していることから、**定時制高校の一室を借用し市事業として居場所（「うーぱー」）を開設**。（現在は大阪府教育庁の事業となり、豊中市子ども・若者総合相談センターの受託事業者が併せて受託）

POINT

★実施に向けて（「できるカンパニー」）

教育委員会から中学校在籍中に長期欠席（不登校）の経験がある生徒が多く進学した学校の情報提供を受けて、高校にできるカンパニーについて周知を行っている。

★考えられる効果（「うーぱー」）

中途退学予防、日常的な会話の中で、生活相談を受ける事が可能、アルバイトの相談など、卒業後のキャリア支援が可能、定時制高校とつながりができたことで、子ども・若者総合相談センターにて相談を受けている進路未決定者、高校中退者にも、次の進学先として紹介しやすい等

出張相談・高校からのつなぎ

- ・子ども・若者総合相談センターの相談員が高校へ出向き、**教職員から、福祉的な課題を抱える生徒や進級が難しく中途退学リスクのある生徒への対応方法について相談**を受けている。
- ・学校から、生徒本人又は家族へアプローチし、子ども・若者総合相談センターへつないでいる。

POINT

★実施に向けて

公立高校のブロック校長会において、子ども・若者総合相談センターについて周知するほか、近隣私立高校へ子ども・若者総合相談センター職員が訪問し説明している。

・中学校での不登校の生徒や家庭環境が厳しい生徒の進学が多い高校には、電話の上資料送付し、「できるカンパニー」の見学や学校訪問等の個別アプローチにつなげ、高校の子ども・若者総合相談センターへの理解を深め、同センターとの連携を強化している。



（その他の取組）

- ・中学校卒業又は18歳到達後の制度の切れ目で困難を有する若者との関係を切らさない事を目的に、関係部局と**ケースの引継ぎ会議**を年2回（11月・2月頃）実施
- ・特に取組開始時には、中学校教員の若者支援の取組への理解促進を目的に、**校長会のほか、教頭会、教員の夏季研修会、生徒指導担当の集まりの場等で取組を周知**。

教育部門と若者支援部門の連携好事例（沖縄県）

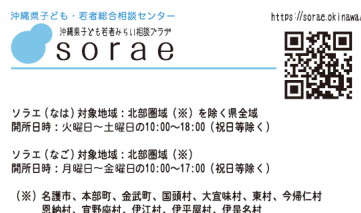
子ども・若者総合相談センター等が教育委員会及び学校現場と連携し、生徒への周知、進路未決定で中学卒業した生徒等へのアプローチ、オンライン研修の実施等を行っている。

生徒等への広報

・県内の全小中高（国公私立）において、小学5年生から高校3年生の児童生徒に対して子ども・若者総合相談センターの広報用カードを毎年1回（夏休み前等）配布している。

POINT

- ★実施に向けて：
若者支援部局から教育委員会等各学校所管課に配布の依頼文を发出
 - ★配布による効果：
毎年実施しており、相談窓口として広く周知されている。
 - ★課題：
カードの認知度は高いが、支援内容を十分に把握できていない生徒・保護者が一定数いることや、不登校等支援が必要な生徒やその保護者に周知が行き届いていないことが見込まれるため、生徒、保護者、教職員等に対するより効果的な周知のあり方について検討が必要。
- （子ども・若者総合相談センターの広報用カード）



進路未定者へのアプローチ

- ・県教育委員会から、進路未決定で中学を卒業する見込みの生徒の情報について、本人もしくは保護者から同意書を取得し（※）、子ども・若者総合相談センターに提供している。
- ・中学卒業後に、子ども・若者総合相談センターから、提供された生徒等の連絡先に架電し、適宜相談支援につなげている。

POINT

- ★進路未決定者の状況：
未決定者の割合が高く、R6年度は全体の1.8%（301名）
 - ★子ども・若者総合相談センターでの相談・支援：
電話を掛けても、今は支援は必要無いという回答もあるが、相談支援に繋がった者は、発達に特性がある等、支援が必要な者が一定数いることから、困難を有する者が、中学卒業時に支援機関等につながることなく孤立することを未然に防ぐ取組として有効であり、本取組を継続して実施する必要がある。
- ※同意書の取得の流れ
- ①学校から対象者に支援の流れについて説明し、同意書の記入・提出を依頼。
 - ②同意書を市町村教育委員会・県立学校課へ提出。
 - ③市町村教育委員会→教育事務所→県教育庁義務教育課の流れで提出される。
 - ④義務教育課から相談機関へ情報提供。
 - ⑤相談機関から生徒や保護者へ電話や面談。

（その他の取組）

- ・子ども・若者総合相談センターにおいて定期的に実施する、保護者・一般向け講習会等について、教育委員会を通じて各学校に周知し、各学校において保護者への周知も行っている。
- ・こどもの不登校やひきこもり等、悩みを抱える保護者のニーズは非常に高い。